

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 優良図書 の 推奨
- 有害図書 の 指定
- 優良興行 の 推奨
- 特定施設 の 構造等変更許可申請
- 精神通院医療を 担当する 医療機関 の 指定 の 更新
- 育成医療及び 更生医療を 担当する 医療機関 の 指定
- 育成医療及び 更生医療を 担当する 医療機関 の 指定 の 更新
- 育成医療及び 更生医療を 担当する 医療機関 の 指定 の 辞退
- 保安林 の 解除予定
- 道路 の 区域変更
- 道路 の 供用開始
- 児島湖流域 下水道 児島湖浄化センター の 下水汚泥運搬 の 調達契約に係る 入札参加資格を 得ようとする 者の 資格審査 の 実施

【公告】

- 男女共同参画 青少年課
- 〃
- 〃
- 環境管理課
- 健康推進課
- 障害福祉課
- 〃
- 〃
- 治山課
- 道路整備課
- 〃
- 都市計画課

目次

担当課（室）

- 大規模小売店舗 の 変更の 届出の 縦覧
- 〃
- 開発許可を受けた 開発行為に関する 工事 の 完了
- 〃
- 不在者投票を行う ことができる 施設 の 指定 の 一部改正

【選挙管理委員会】

（県例規集 登載）

- 経営支援課
- 〃
- 建築指導課
- 〃
- 選挙管理委員会

◎岡山県告示第五百八十七号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	うなぎのうーちゃんだいぼうけん	くろき まり 作 すがい ひでかず 絵	福音館書店	小学生(低)
2	白い自転車、おいかけて	松 井 ラ フ 作 狩 野 富貴子 絵	P H P 研究所	〃 (低)
3	まよなかのぎゆうぎゆうネコ	葦 原 か も 作 武 田 美 穂 絵	講 談 社	〃 (中)
4	ツリークライミングはぼくの夢	あんず ゆ き 作	佼 成 出 版 社	〃 (中)
5	武器より一冊の本をください	グインズアサ・マッツァ 作 横 山 千 里 訳	金 の 星 社	〃 (高)
6	虫はごちそう!	野 中 健 一 作	小 峰 書 店	〃 (高)
7	ジャッキー・ロビンソン	近 藤 隆 夫 作	汐 文 社	〃 (高)
8	鹿の王 上・下	上 橋 菜穂子 作	KADOKAWA	中 学 生

◎岡山県告示第五百八十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	書籍	ドラッグの品格	ビジネス社
2	リ	鍵開けマニュアル第5版	ブータンハウス
3	リ	ヤバオジ [検証] 悪い手口124	三オプックス
4	月刊誌	恋愛天国パパラダイス 1月号	竹書房

◎岡山県告示第五百八十九号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる興行を次のとおり推奨する。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

種別	題名	制作者
映画	メンバーの朝日	映画

◎岡山県告示第五百九十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 横山製網株式会社

住 所 岡山県瀬戸内市邑久町虫明3133

氏 名 代表取締役 横山 信昭

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 横山製網株式会社 本社工場

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町虫明3133

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

区	分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	19-ト 染色施設 染色機 3号		同左		19-ト 染色施設 染色機 4号		同左	
能	力	容量 75 k g 染色時間 1時間～1時間30分				容量 250 k g 染色時間 1時間～1時間30分			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着手後直ちに		-		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続 2 時間		同左		断続 1 ～ 2 時間		同左	
使用時に定額のおおいてか汚染状態及びその概要並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1.2	4.5	同左		6.9	15	同左	
	p H	6	8			6	8		
	B O D (mg/ℓ)	400	450			400	450		
	C O D (mg/ℓ)	300	350			300	350		
	S S (mg/ℓ)	60	90			60	90		
	油 分 (mg/ℓ)	20	25			20	25		
	T - N (mg/ℓ)	20	40	40	80	20	40	40	80
T - P (mg/ℓ)	0.2	10	8	16	0.2	10	8	16	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

区	分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	19-ト 染色施設 染色機5号		同左		19-ト 染色施設 染色機6号		同左	
能	力	容量 125k g 染色時間 1時間～1時間30分				容量 150k g 染色時間 1時間～1時間30分			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着手後直ちに		-		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続2時間		同左		断続2時間		同左	
使用時に定額のおおいてか汚る状態及びに最大の汚染値並びに最大の汚染値及び最大の汚染量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.2	5	同左		6.9	9	同左	
	p H	6	8			6	8		
	B O D (mg/ℓ)	400	450			400	450		
	C O D (mg/ℓ)	300	350			300	350		
	S S (mg/ℓ)	60	90			60	90		
	油 分 (mg/ℓ)	20	25			20	25		
	T - N (mg/ℓ)	20	40	40	80	20	40	40	80
T - P (mg/ℓ)	0.2	10	8	16	0.2	10	8	16	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	19-ト 染色施設 染色機7号		同左		19-ト 染色施設 染色機9号		同左	
能	力	容量 250 k g 染色時間 1時間～1時間30分				容量 5 k g 染色時間 1時間～1時間30分			
工事着手予定年月日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工事完成予定年月日		-		着手後直ちに		-		着手後直ちに	
使用開始予定年月日		-		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続2時間		同左		断続1～2時間		同左	
使用時に定額のおいにておける汚染状態及びその概要並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量 (m ³ /日)	6.9	9	同左		0.1	0.5	同左	
	p H	6	8			6	8		
	BOD (mg/ℓ)	400	450			400	450		
	COD (mg/ℓ)	300	350			300	350		
	SS (mg/ℓ)	60	90			60	90		
	油分 (mg/ℓ)	20	25			20	25		
	T-N (mg/ℓ)	20	40	40	80	20	40	40	80
T-P (mg/ℓ)	0.2	10	8	16	0.2	10	8	16	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		
種	類	19-へ 漂白機 漂白槽		同左		19-へ 漂白機 漂白機		同左		
能	力	容量 1 m ³ 漂白時間 1時間～1時間30分				容量 100 k g 漂白時間 1時間～1時間30分				
工事着手予定年月日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
工事完成予定年月日		-		着手後直ちに		-		着手後直ちに		
使用開始予定年月日		-		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続1時間30分		同左		断続1時間30分～3時間		同左		
使用時に特定施設においてか排水等通常の汚水の最大の量	区	分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水	量 (m ³ /日)	1	4	同左		0.7	5	同左	
	p	H	6	8			6	8		
	B	O D (mg/ℓ)	400	450			400	450		
	C	O D (mg/ℓ)	300	350			300	350		
	S	S (mg/ℓ)	60	90			60	90		
	油	分 (mg/ℓ)	20	25			20	25		
	T	- N (mg/ℓ)	20	40	40	80	20	40	40	80
	T	- P (mg/ℓ)	0.2	10	8	16	0.2	10	8	16

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後					
種 類	19-チ 薬液浸透施設 樹脂槽 (マルチ)	同左	19-チ 薬液浸透施設 樹脂槽 (モノ)	同左					
能 力	容量 2.3m ³ 浸透時間 10分±2分		容量 3.0m ³ 浸透時間 6分±1分						
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに	—	許可後直ちに					
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	着手後直ちに	—	着手後直ちに					
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	工事完成後直ちに	—	工事完成後直ちに					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続1～2時間	同左	断続1～2時間	同左					
使用時に排出水の最大量 当該施設に汚染物質が最大値に達するおそれがある場合の汚染物質の最大値及びその概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0	5	同左	0	5	同左	0	5
	p H	6	8		6	8			
	BOD (mg/ℓ)	400	450		400	450			
	COD (mg/ℓ)	300	350		300	350			
	S S (mg/ℓ)	60	90		60	90			
	油 分 (mg/ℓ)	20	25		20	25			
	T-N (mg/ℓ)	20	40	40	80	20	40	40	80
T-P (mg/ℓ)	0.2	10	8	16	0.2	10	8	16	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

区	分	変 更 前	変 更 後		
種	類	19-チ 薬液浸透施設 樹脂槽 (白)			
能	力	容量 0.9m ³ 浸透時間 ① 5分±2分 ② 5分±2分 ③ 6分±1分	同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—	許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—	着手後直ちに		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—	工事完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続1～2時間	同左		
使用時において当該施設から排出される汚水の最大値及び通常値並びにその概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0	5	同左	
	p H	6	8		
	B O D (mg/ℓ)	400	450		
	C O D (mg/ℓ)	300	350		
	S S (mg/ℓ)	60	90		
	油 分 (mg/ℓ)	20	25		
	T-N (mg/ℓ)	20	40	40	80
	T-P (mg/ℓ)	0.2	10	8	16

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	排水処理施設				同左				
種 類	接触酸化+凝集加圧浮上分離+脱水								
構 造	RC, SS								
主 要 寸 法	集水槽 60m ³ , 原水槽 89m ³ 接触酸化槽 78m ³ , pH監視槽 0.2m ³ 凝集槽 0.63×0.675×0.97H 脱水機器 1.33×1.76×1.3H								
能 力	100m ³ /日								
処 理 の 方 法	接触酸化+凝集加圧浮上分離+脱水								
工 事 着 手 年 月 日	-								許可後直ちに
工 事 完 成 年 月 日	-				着手後直ちに				
使 用 開 始 年 月 日	-				工事完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	50.0	90.0	50.0	90.0	同左			
	p H	6~8	5.8~8.6	6~8	5.8~8.6				
	BOD (mg/l)	400	450	10	20	同左			
	COD (mg/l)	300	350	40	60				
	SS (mg/l)	60	90	10	20	同左			
	油 分 (mg/l)	20	25	2	3				
	T-N (mg/l)	20	40	10	20	40	80	20	40
	T-P (mg/l)	0.2	10	0.1	5	8	16	5	10
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000以下	3,000以下	同左				

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1				No. 2			
	変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	50.0	90.0	同左		7.5	10.0	同左	
p H	5.8~8.6	8.6			5.8	8.6		
BOD (mg/l)	10	20			20	30		
COD (mg/l)	40	60	90	120	30	40		
S S (mg/l)	10	20	同左		50	70		
油分 (mg/l)	2	3			痕跡	5		
T-N (mg/l)	10	20	20	40	60	73	60	120
T-P (mg/l)	0.1	5	5	10	6	9	6	12
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下	同左		3,000以下	3,000以下	同左	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成26年12月5日から同月26日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第五百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

児島中央訪問看護ステーション

倉敷市児島味野一丁目二二三

平成二十六年十一月一日

こころの医療クリニック総社

総社市駅前二丁目一〇

平成二十六年十二月一日

スマイル薬局水島南店

倉敷市南畝三丁目三五

平成二十六年十二月一日

◎岡山県告示第五百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
アイ薬局総社店	総社市中央二―二―一―一	調剤	平成二十六年十二月一日
ファーマシイ井原セントレ薬局	井原市井原町五四三―九	調剤	平成二十六年十二月一日
さいわい薬局	真庭市福田二七九―一	調剤	平成二十六年十二月一日

◎岡山県告示第五百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
田村薬局	加賀郡吉備中央町竹荘四九一―九	調剤	平成二十六年十二月一日
神楽かわかみ薬局	高梁市成羽町下原二四九―一	調剤	平成二十六年十二月一日

◎岡山県告示第五百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

さいわい薬局

真庭市福田二七九一

調剤

平成二十六年九月三十日

◎岡山県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

高梁市落合町福地字清水上二五六の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

◎岡山県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長屋賀陽線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
新見市唐松字後田津六〇六番一地先から 新見市唐松字中畝六七八番一地先を経て 新見市土橋字堤一四一番一地先まで	旧	新	三・〇〇 一〇・〇〇 六五・〇〇	一一一三〇・五
	新見市唐松字後田津六〇六番一地先から 新見市土橋字堤一四一番一地先まで	新	三・〇〇 一二・五	一一一三〇・五
	新見市唐松字後田津六〇六番一地先から 新見市土橋字堤一四一番一地先まで	新	三・〇〇 一二・五	一一一三〇・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 牛窓邑久西大寺線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 鹿忍片岡神崎線
 三 道路の区域

瀬戸内市牛窓町鹿忍七二七九番二地先から 瀬戸内市牛窓町鹿忍七二一三番七地先まで	瀬戸内市牛窓町鹿忍七二一三番七地先から 瀬戸内市牛窓町鹿忍七二七九番二地先まで	区域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	新			四・〇〇 一四・五	一六〇・〇
				五・〇〇 一七・〇	一六〇・〇

瀬戸内市邑久町下山田字吉末六四二番二地先から 瀬戸内市邑久町下山田字南谷七一〇番三 地先まで	瀬戸内市邑久町下山田字吉末六四二番二地先から 瀬戸内市邑久町下山田字南谷七一〇番三 地先まで	区域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	新			四・〇〇 一三・〇	二六〇・〇
				七・〇〇 一七・〇	二六〇・〇

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

◎岡山県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日（時間）
鹿忍片岡神 崎線	大寺線	長屋賀陽線			
瀬戸内市牛窓町鹿忍七二一三番七地先まで	瀬戸内市牛窓町鹿忍七二一三番七地先から 瀬戸内市牛窓町鹿忍七二一三番七地先まで	新見市唐松字後田津六〇六番一地先から 新見市唐松字中畝六七八番一地先を経て 新見市土橋字堤一四一番一地先まで			
					平成二十六年十二月五日（十時）

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

◎岡山県告示第五百九十八号

平成二十七年年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

3 荷下場所

水島クリーンセンター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金が未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マネーフエストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、岡山県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号口の役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。（2）及び（3）において同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。（3）において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 8(1)から(3)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び法務局長が発行する登記されていないことの証明書（(11)の受任者に係るものを含む。）

(3) 岡山県県民局長が発行する県税の納税証明書

(4) 市町村長が発行する市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(6) 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 二8及び9の者に該当しない旨の誓約書

(9) 二3及び4の許可を受けていることを証する書類

(10) 電子マネーフレストシステムに加入していることを証する書類

(11) 契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

- (12) 下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し
- (13) (1)の申請書に記載した年度の下水汚泥の運搬の実績を証する書類
- (14) (1)から(13)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 提出期間

平成二十七年一月六日（火）から同月三十日（金）までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。六一において同じ。）を除く。

3 提出場所

岡山県備前県民局建設部建設企画課

〒七〇〇―八六〇四 岡山市北区弓之町六番一号

電話 ○八六一二三三―九八三八

4 提出方法

2の期間内の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に3の場所へ持参することとし、郵送又は信書便による提出は認めない。

四 入札参加資格の審査事項

1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績

2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち

二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 二3の許可を受けた車両であること。
- (2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八〇メートル以下、幅二・五〇メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。
- (3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。
- (4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。

3 直前決算における自己資本金

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数

6 申請時までの営業年数

7 その他知事が必要と認める事項

五 入札参加資格の有効期間

申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日までとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三三の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百八十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ用の紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三三の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三三の場所

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

〔五〇八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバ備前店

所在地 備前市香登西字大道田一六七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社ナンバ

（変更前）代表取締役 難波 榮

（変更後）代表取締役 難波 賢治

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番二五

代表者氏名 難波 榮

（変更後）

ア 名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番二五

代表者氏名 難波 賢治

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

イ 名称 大黒天物産株式会社

住所 倉敷市堀南七〇四番地五

代表者氏名 大賀 昭司

4 変更年月日

平成二十六年十一月二十七日

二 届出年月日

平成二十六年十一月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年十二月五日から平成二十七年四月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

〔五〇九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバ備前店

所在地 備前市香登西字大道田一六七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）百三十五台（店舗棟西側一）

二十八台（店舗棟西側二）

四十台（店舗棟西側三）

百二十台（店舗棟南西側四）

四箇所（駐車場四箇所合計三百二十三台）

（変更後）九十九台（店舗棟西側一）

八十一台（店舗棟南西側二）

二箇所（駐車場二箇所合計百八十台）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）二十台（店舗棟西側一）

（変更後）二十台（店舗棟西側一）（位置の変更）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 六百三十平方メートル(店舗棟南側一)

(変更後) 六十平方メートル(店舗棟南側一)

三十平方メートル(店舗棟西側二)

二箇所(荷さばき施設二箇所合計九十平方メートル)

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 百四十・五立方メートル(店舗棟南側一)

(変更後) 百四十五立方メートル(店舗棟西側一)

十六・四立方メートル(店舗棟西側二)

二箇所(廃棄物等保管施設二箇所合計百六十一・四立方メートル)

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店及び閉店時刻

(変更前)

株式会社ナンバ

午前七時半から午後九時

(変更後)

株式会社ナンバ

午前七時半から午後十時

大黒天物産株式会社

午前七時から午後十二時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場一から四まで

(変更前) 午前七時から午後九時三十分まで

駐車場一及び二

(変更後) 午前六時三十分から午前零時三十分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後六時まで(店舗棟南側一)

(変更後) 午前九時から午後六時まで(店舗棟南側一)

午前五時から午後十時まで(店舗棟西側二)

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

平成二十六年十一月二十七日

二 届出年月日

平成二十六年十一月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年十二月五日から平成二十七年四月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び備前市まちづくり部産業振興課

〔五一〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下林字中林三一五一四、三一五一七、三一五一八、三一五一九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市東区西大寺松崎一五八一二 二〇三号

小見山国宏

三 許可番号

岡山県指令建指第一七六号

平成26年12月5日 岡山県公報 第11642号

〔五一一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見五二二―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口郡里庄町大字新庄五二四二―一

鎌田 浩幸

三 許可番号

岡山県指令建指第一八〇号

◎岡山県選管告示第八十七号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表病院の項中「倉敷市玉島中央町一―四―八」を「倉敷市玉島阿賀崎二―一―一」に、「医療法人和葉会まび記念病院」を「医療法人和陽会まび記念病院」に、「倉敷市真備町箭田一―二―八」を「倉敷市真備町川辺二〇〇―一―一」に、「新見市新見二〇三二―一―五」を「新見市高尾二二七八―一―一」に改め、表老人ホームの項中「岡山市北区御津宇垣一七五三―一―一」を「岡山市北区御津金川一―二三」に、「津山市横山四八―一」を「津山市井口一〇〇―一―一」に改める。